

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市および関係機関は、防災空間の確保、市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などによって、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施および住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

【実施担当機関】

街づくり部、関係機関

1. 防災機能の強化の方針

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努める。

2. 防災空間の確保

市は、府と連携し、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効率的整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）および「大阪府防災公園施設マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

ア 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設、その他の施設の用に供する土地と一体となって、おおむね面積10ha以上とな

るものを含む。)を整備する。

イ 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積1ha以上の都市公園を整備する。

ウ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園、広場公園等を整備する。

(2) 道路・緑道の整備

避難路、緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断空間としての機能を有する道路・緑道の整備を推進する。

ア 福島諸福線、深野北御供田線、大阪住道線（府道大阪生駒線）、枚方八尾線（府道八尾枚方線）等の都市計画道路の整備、既存道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

イ 広域避難地等に通じる避難路となる幅員の大きい道路および緑道の整備に努める。

ウ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化などに努める。

〈都市計画道路の現況〉

(平成16年3月31日現在)

路 線 数	総 延 長	整 備 済		事 業 中	
		延 長	比 率	延 長	比 率
27	40,860m	19,870m	49%	2,500m	6%

(3) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地およびその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

3. 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、府と連携し、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備に努める。

(1) 公園等の防災機能の強化

広域避難地となる都市公園（末広公園、大東中央公園等）における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設および災害時臨時ヘリポート等）の設置

(2) 河川における防災機能の強化

水上輸送の可能性についての検討推進

(3) 河川水や下水処理水の消防水利への活用

河川水や下水処理水を消防水利へ活用するための施設の整備促進

4. 過密老朽住宅地区の整備促進

市は、府と連携し、防災上危険性の高い過密老朽住宅地区において、各種規制誘導方策や各種市街地整備事業を活用し、再整備を推進する。

また、「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に位置づけられている住道駅周辺（約46ha）は、老朽住宅等の建替え促進等による不燃化、耐震化を図り、消防活動用道路、避難路等を整備するとともに、重点整備地区を計画するなど、防災性向上に努める。

さらに、密集市街地の緊急整備に重点的に取り組むための指針となる「大阪府インナーエリア再生指針」を活用し、特に大火の可能性が高い密集市街地で重点的に整備すべき地区を「アクションエリア」として位置づけ、建築物の不燃化、土地の有効高度利用など沿道市街地の整備と一体的に都市計画道路の整備を促進し、避難路・延焼遮断帯として機能する緑豊かな空間となる「防災環境軸」の形成を目指すなど、公民連携のもと、安全な市街地へと整備・改善していく。

(1) 各種規制・誘導

- ア 防火地域等の指定および地区計画の活用
- イ 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- ウ 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進 等

(2) 各種事業の推進

- ア 住宅市街地総合整備事業
- イ 土地区画整理事業
- ウ 住宅地区改良事業
- エ まちづくり総合交付金
- オ 都市再生事業
- カ 市街地再開発事業
- キ 街路事業
- ク 道路事業
- ケ 公園事業 等

5. 土木構造物の耐震対策

市、府をはじめとする土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について耐震対策を推進する。

(1) 基本的考え方

- ア 施設構造物の耐震対策にあたっては、供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動および発生確率は低い直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

イ 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

ウ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

エ 旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路管理者は、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

(3) 鉄道施設

鉄道施設管理者は、駅舎、橋梁、高架部、盛土部などについて耐震対策を実施する。

(4) 河川施設

河川管理者は、河川堤防・護岸および河川構造物について耐震点検に基づき耐震対策などを実施する。

(5) ため池施設

ため池管理者は、老朽ため池について耐震対策を実施する。

(6) 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設の管理者は、急傾斜地崩壊防止施設および土石流防止施設などについて、必要に応じて耐震対策を実施する。

6. ライフライン施設の災害対応力強化

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

(1) 上水道施設

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、上水道施設の強化と保全に努める。

ア 送配水管路の耐震化

老朽送配水管の布設替時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等の導入を推進する。市役所、消防署、警察署、避難所、医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管も同様に耐震化等を図り断水が発生しないように努める。

イ 機能の強化

単一管路で給水されている区域については、配水本管、配水支管の新規布設によって管路のループ化を推進する。

ウ 水道の安定供給

(ア) 大阪府営水道からの安定受水の確保に努める。

(イ) 送配水施設の施設更新にあたっては、貯水能力の増強に努める。

(2) 下水道施設

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、必要性の高いものから進める。

ア ポンプ場、処理場の機能確保

管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。

イ 処理水の有効利用

災害時において、処理水や貯留雨水等を防火用水、雑用水としての利用を検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

ウ 集中監視システムの整備

下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

(3) 電力供給施設（関西電力株式会社守口営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、次のような電力供給施設の強化と保全を図る。

ア 電力供給施設の耐震性確保

発電・変電施設、送・配電線施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。

イ 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給システムの多重化を図る。

ウ 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(4) ガス供給施設（大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、次のようなガス供給施設の強化と保全を図る。

ア ガス供給施設の耐震性確保

ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

イ ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料および伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

ウ 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(5) 電気通信施設（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

災害による通信の途絶を防止するため、次のような電気通信設備等の強化と保全を図る。

ア 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

（ア）豪雨、洪水のおそれのある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

（イ）暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

（ウ）地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震および耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

（ア）主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。

（イ）主要な中継交換機を分散設置とする。

（ウ）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

（エ）市等の重要加入者については、当該加入者との協議によって加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等書類並びに通信処理システムおよび通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

エ 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置およびネットワーク措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備（市、府）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災および災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

ア 収納するライフラインの種類によって、以下の区分とする。

（ア）共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

（イ）電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者およびその他電線管理者の電線を収容する。

イ 特に、共同溝については、府域内および近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

(7) 放送（日本放送協会、一般放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送設備施設の強化と保全に努める。

第2節 建築物等の安全対策の推進

市および関係機関は、地震による建築物の倒壊や延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進を図るとともに、安全性向上の指導に努める。

【実施担当機関】

街づくり部、教育委員会事務局、消防本部、関係機関

1. 建築物等の耐震対策

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物（以下「新耐震基準施行以前の建築物」という。）の耐震診断および耐震改修の促進を図るとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、市は、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断の実施に努めるとともに、その結果に基づき耐震改修の促進を図る。

公共住宅については、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等と一体的整備に努める。

また、今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、耐震対策を講じる。

(2) 民間建築物等の耐震化

ア 新耐震基準施行以前に建設された民間の建築物や、不特定多数の人が利用する建築物で一定規模以上の建築物に対しては、建築物等の所有者に耐震診断の実施を要請しながら、耐震改修の促進を図る。

また、ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく、災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、市は、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣またはフェンスへの転換や改善の啓発に努める。

イ 市は耐震に係る広報・啓発および相談体制の充実や安心して耐震化できる情報提供などに努める。

2. 建築物等の防火・安全化対策

(1) 防災建築促進対策

市域内においては防火地域 5.4haおよび準防火地域55.0haが指定されている。(平成16年12月27日現在)

ア 老朽危険建築物に対する調査指導

市は、老朽危険建築物について、所有者、居住者の申し出および消防署、警察署等の協力のもとに現地調査を行い、各関係機関と連絡をとるとともに、特に老朽度の著しい建築物については、建替を促進し、災害の未然防止に努める。

イ 特殊建築物の定期検査報告

市は、学校、病院、興行場、公衆浴場、百貨店、マーケット等公衆の出入りする特殊建築物について、法に基づく定期検査を実施させ、その報告に基づいて適切な指導を行う。

ウ 建築物等の災害時要援護者対策

大阪府福祉のまちづくり条例(大阪府条例第36号)等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

エ 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもと、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

オ 地下空間の浸水防止

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的な事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して地下空間の浸水防止について啓発する。

(2) 高層建築物対策

高層建築物において火災等の災害が発生した場合、濃煙、有毒ガス等の充満、群集の混乱等によって多数の人命がそこなわれるおそれがあることから、市および関係機関は、高層建築物における災害を未然に防止し、または被害を最小限にとどめるため、指導の実施、査察の強化、消防力の充実等に努める。

なお、高層建築物とは、高さが31mを越えるものをいう。

ア 指導

高層建築物の所有者、管理者、占有者等に対し、災害予防のため、次の事項を積極的に推進するよう指導を行う。

(ア) 内装等建築材料の不燃化の推進

(イ) 避難施設、消防用設備等の点検整備

(ウ) 消防計画、自衛消防組織の整備充実

(エ) 防火管理者、火元責任者等の防災知識の向上

(オ) 利用者等に対する非常出口、避難設備等の設置場所の広報および非常時における避難誘導體制の確立

(カ) カーテン、じゅうたん等の防災対象物品の使用の推進

(キ) その他防災上必要な事項

イ 査察の強化

(ア) 消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持管理状況および防火管理の適否について検査を行い、法令の規定に適合しないものについては、その所有者等に対し必要な改善を命じる。

また、法令の規定に違反しないものについても、危険性が予想される場合には、改善指導等を行い、

災害の予防に万全を期する。

- (イ) 市は、府の協力を得て建築基準法の規定に基づく査察を強化し、高層建築物の構造、設備等の設置および維持管理状況の点検を行い、法令の規定に適合しないものについては、その所有者等に対し必要な改善または施設の使用停止等必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

ウ 消防力の充実

高層建築物の災害に対処するため、必要な消防資機材の整備充実および要員の確保に努める。

エ 教育訓練の実施

- (ア) 所有者等が実施する防災教育、訓練等に対する指導を行う。
- (イ) 市独自または関係機関と合同で高層建築物の災害に対処するために必要な教育、訓練を実施するとともに、関係機関の実施する訓練等に積極的に参加する。

3. 文化財の保護

文化財は、貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

(1) 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

(2) 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置などを推進するとともに、初期消火・自衛体制の確立、関係機関および地域住民との連携強化などによって、予防体制の確立を図る。

(3) 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物に対して、耐震構造化の促進、消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置または改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

第3節 水害予防対策の推進

市および関係機関は、洪水等による災害を未然に防止するため、河川・ため池等の安全対策を実施するとともに、下水道施設の整備を図る。

【実施担当機関】

街づくり部、関係機関

1. 河川・水路の安全対策

(1) 水害の防止

本市には、一級河川が寝屋川ほか4本、準用河川が1本、普通河川が銭屋川ほか8本あり、現在年次計画の中で順次施工を進めている。災害を未然に防ぎ得る河川にするため、府とともに速やかな改修事業の実施に努める。

市の管理する普通河川等の改修や雨水貯留施設の整備については、10年に一度の豪雨(時間雨量50mm程度)に対応できる規模で改修を進めるとともに、公共下水道と寝屋川流域下水道との整合を図りながら治水安全度の向上に努める。

【地域防災計画関係資料】付表1：河川一覧表……………P425

(2) 雨量計・量水標の整備点検

観測に障害が発生しないよう、定期的に観測機器を点検・整備するとともに、必要に応じて機器を増設する。

(3) 水防倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(4) 気象および河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、大阪府防災情報システム、大阪府防災テレメーターシステム、大阪府土石流テレメーターシステムなど各種情報システム等の活用を努める。

2. 水害防止対策の推進

近畿地方整備局及び大阪府が行う洪水予報、浸水想定区域に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 洪水予報

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な

損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに一般に周知する。

また、府は、河川管理のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

本市では、現在、淀川（平成14年6月14日）、淀川水系寝屋川、恩智川（平成16年3月30日）が洪水予報河川として指定されている。

（2）浸水想定区域の指定

近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

また、府は洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

本市では、現在、淀川（平成14年6月14日）、淀川水系寝屋川、恩智川（平成16年3月30日）が洪水予報河川として指定されている。

公表された図面によると、本市の西部地域が浸水想定区域である。

（3）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市は、淀川、寝屋川、恩智川の浸水想定区域の指定を受けて、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水予報の伝達方法、避難場所など必要な事項を定めて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、これら河川のハザードマップを作成して、市民に周知する。市は、既に洪水ハザードマップを作成して市民に配布済みであり、今後は必要に応じて更新していく。

（ア）洪水予報の伝達方法

（イ）避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、既に洪水ハザードマップを作成して市民に配布済みであり、今後は必要に応じて更新していく。

（ウ）浸水想定区域内の地下街等（その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）

又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

イ 上記（ウ）に名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。

（4）雨水の流出抑制

集中豪雨等による浸水を防止するため、市、府および近畿地方整備局は遊水地や流域調節池の設置や、透水性舗装、雨水浸水施設等の設置を推進するとともに、民間の新規開発、再開発時等においても流出抑

制施設の設置を指導する。

(5) 寝屋川流域水害対策計画の推進

府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

市域において、概ね0.1ha以上の開発（雨水浸透阻害行為）をしようとする者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく知事の許可を受けなければならない。

また、市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

3. 地下空間浸水災害対策の強化

(1) 情報の提供

地下駐車場およびビルの地下施設等の地下空間の分布を把握するとともに、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報の入手に努め、市民、地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線等を通じて情報の提供を図る。

(2) 避難体制の整備

地下空間の管理者等に対して、防水板、防水扉の整備、出入口のマウントアップ、土嚢の常備を促すとともに、利用者等の避難誘導體制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるよう普及啓発する。

4. 下水道整備

市内の排水については、公共下水道が昭和44年度に全体計画を策定し、これによって計画地域は、市域面積 1,827haのうち山間部を除く 1,234haの整備を進めている。なお、その他の地区については、河川等の排水ポンプによって排水を行っている。その常設ポンプ場は、32箇所あり、1分当たり 1,975m³の排水能力を有しており、低地溢水の防止に努めている。市は、市街地における浸水被害の解消を図るため、今後とも下水道の整備による雨水対策に努める。

【地域防災計画関係資料】付表2：ポンプ場台帳一覧表……………P426

5. 農地防災対策

市および関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

(2) 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

【地域防災計画関係資料】付表3：ため池一覧表……………P429

第4節 地盤災害予防対策の推進

市および関係機関は、市域における液状化、がけ崩れ、土石流等による災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

【実施担当機関】

街づくり部、関係機関

1. 液状化対策

(1) 液状化対策への取り組み

市は、液状化による施設等の被害を最小限にするため、府や研究者等の調査研究および指導に基づき、液状化対策に取り組む。

(2) 液状化対策の啓発

市は、液状化による建物の不等(同)沈下等の被害防止対策を、建築時において実施できるよう液状化危険度に関する情報を公開し意識啓発を図る。

2. 土石流対策（砂防）

本市には、土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（0戸でも官公署、学校、病院、旅館等のある場所を含む。）に被害の生じるおそれがある「土石流危険渓流」（Ⅰ・Ⅱ・準）が41箇所ある。（平成17年3月31日現在）

(1) 住民への周知

府は、市と連携して、表示板を設置し、地域住民に対して「土石流危険渓流」の周知に努める。

(2) パトロールの実施

市は、府および大阪府砂防ボランティア協会と連携して、定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態の把握に努める。

(3) 警戒避難体制の整備

市は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行できるよう警戒避難体制の整備に努める。

ア 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。

イ 大雨等の異常な自然現象が発生した場合や異常現象等の通報を受けた場合など、土石流発生の危険性が增大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告または指示が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

【地域防災計画関係資料】付表4：土石流危険渓流一覧表……………P430

3. 急傾斜地崩壊対策

本市には、高さが5 m以上、傾斜度が30度以上の崩壊するおそれのある急傾斜地で、1戸以上の人家（0戸でも官公署、学校、病院、旅館等のある場所を含む。）に崩壊によって危害の生じるおそれがある「急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・Ⅱ）」が42箇所あり、知事によって指定されている「急傾斜地崩壊危険区域」が4箇所ある。（平成19年3月31日現在）

府は、急傾斜地崩壊危険区域のがけ地の崩壊を助長または誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。

（1）住民への周知

市は、府と連携して、「急傾斜地崩壊危険箇所」・「急傾斜地崩壊危険区域」の周知に努める。

（2）パトロールの実施

市は、府および大阪府砂防ボランティア協会と連携して、定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態の把握に努める。

（3）警戒避難体制の整備

市は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行できるよう警戒避難体制の整備に努める。

ア 指定区域内における警戒避難計画を定め、被害の軽減に努める。

イ 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。

ウ 大雨、地震等の異常な自然現象が発生した場合や異常現象等の通報を受けた場合など、急傾斜地崩壊の危険性が增大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告または指示がなされるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

（4）災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」および「急傾斜地崩壊危険区域」外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、「災害危険区域」として府が指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。なお、本市には3箇所指定されている。（平成17年3月31日現在）

【地域防災計画関係資料】 付表5：急傾斜地崩壊危険区域等一覧表……………P431
付表7：災害危険区域一覧表……………P433

4. 土砂災害警戒区域等における防災対策

府と市は、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

（1）土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水および土地利用状況等についての基礎調査を行い、市との連携を図って「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

(2) 指定区域内での開発規制

市は、府と連携して、「土砂災害特別警戒区域」においては、住宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(3) 警戒避難体制の整備

市は、府と連携して、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難および救助等、警戒避難体制の整備を図るとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を定める。

ア 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ウ 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

【地域防災計画関係資料】付表 6：土砂災害警戒区域一覧表……………P432

5. 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と大阪府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。

6. 山地災害対策

本市には、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等によって災害が現に発生し、または発生するおそれがあり、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある「山地災害危険地区」が16箇所ある。（平成17年3月31日現在）

(1) 住民への周知

市は、府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

7. 宅地防災対策

本市には、宅地造成に伴うがけ崩れまたは土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地もしくは市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定する「宅地造成工事規制区域」が1箇所ある。(平成17年3月31日現在)

(1) 宅地防災対策の推進

市は、府と連携して、宅地造成や開発行為について、許可申請時の計画内容を十分審査し、安全な宅地となるよう開発事業者に対して指導に努める。

(2) 宅地防災パトロールの実施

市は、府と連携して、宅地における災害を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については所有者等に防災措置を指導する。

(3) 宅地の耐震化

既存の造成地の中で、大地震等に変動・崩壊等を起こし、広範な被害を発生させるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、大規模盛土造成地等の変動予測調査を行い、必要があれば、「宅地ハザードマップ」を作成したうえで、減災対策実施が必要と判断された盛土造成地を府が宅地造成等規制法により、「造成宅地防災区域」として指定し、必要な措置を講ずる。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

市および関係機関は、危険物等による災害の発生および被害の拡大を防止するため、保安体制の強化および法令等の定めるところによる査察等の指導取締りを強化するとともに、保安教育、訓練の徹底、自衛消防組織の育成および防火思想の啓発普及の徹底を図る。

【実施担当機関】

市民生活部、消防本部、関係機関

1. 危険物災害予防対策

(1) 保安教育の実施

事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、市は、講習会、研修会等の保安に関する必要な教育を実施する。

(2) 規制の強化

法令等に基づいて危険物施設の立入検査、保安上の行政指導を行い災害を未然に防止する。

ア 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導、検査の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、取扱者の保安監督についての指導強化

エ 危険物の貯蔵、取扱い等、安全管理についての指導強化

オ 危険物施設の定期点検実施に関する指導強化

カ 危険物施設からの災害の発生に伴う応急措置対策の指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

ア 消防署の化学消防力の強化を図り、化学消火剤および必要資機材の整備を促進する。

イ 危険物事業所における化学消火剤および必要資機材の備蓄を促進する。

2. 高圧ガスおよび火薬類災害予防対策

高圧ガス、火薬類による災害の発生および被害の拡大を防止するため、市は、府が実施する災害予防対策に協力する。

(1) 保安思想の啓発

ア 高圧ガス保安法、火薬類取締法の周知徹底

イ 各種の講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガス、火薬類の取扱いの指導

エ 危害予防週間の実施

(2) 規制の強化

ア 製造施設、貯蔵所または取扱所に対し、火災防止上からの立入検査の強化

イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

ア 自主保安教育の実施

イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

3. 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及等、適切な災害予防対策が講じられるよう、市は、府が実施する啓発活動等に協力する。

第6節 放射性同位元素に係る災害予防対策の推進

市消防本部は、関係機関と協力して、医療機関等の放射性同位元素に係る施設の把握に努めるとともに、市内を經由して行われる放射性物質が輸送される場合は、輸送物、輸送方法等について関係機関と密接な連携に努める。

【実施担当機関】

消防本部、関係機関

1. 市内保有施設の防災対策

放射性同位元素等使用事業所での放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策および事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者および廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。